

# 母子保健に係る自治体の先進的取り組み

## ヘルスアッププラン (生涯健康づくり推進計画) 参考事例集

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課 編

## 母子保健に係る自治体の先進的取り組み

### 事例集の作成について

平成14年度の地方財政計画に「ヘルスアッププラン」として健康づくり疾病予防対策の取り組みに対する事業費が新たに盛り込まれた。母子保健の取り組みもヘルスアッププランの一翼を担っており、本事例集は、各地方自治体の今後の取り組みを支援するために作成したものである。

これまでも、母子保健は、地域のニーズの変化に的確に応じて、自治体の関係者が様々な取り組みを行い、多大な成果を上げてきた。そして、地方行政全般においても、各自治体の創意工夫と情熱の込められた取り組みがますます重要となっている。

厚生労働省としても、このような地方自治体を、様々な機会により支援していきたいと考えているところであり、本事例集がささやかでも支援の一つとなることを期待している。

なお、本事例集は限られた時間の中で既に公表された資料等に基づいて編纂したものであり、今回取り上げることのできなかつた優秀な事例についても機会をつくり、広くお伝えしたい。

## 健康づくりの推進 (ヘルスアッププラン)

医療制度改革の一環として、健康寿命の延長・生活の質の向上を目標とした健康づくり・疾病予防を推進するため、地方団体における以下のような健康づくり・疾病予防対策の取組に対して、地方財政措置を講じる。

平成14年度事業費 650億円程度

### 1. 地方健康増進計画の策定

<事業例>

- ①地方健康増進計画の策定・推進
- ②地方健康増進計画の普及啓発（市町村計画、事例集の配布等）
- ③住民健康・栄養調査等の実施（地域特性を調査し、計画策定に反映）

### 2. 健康づくり支援事業の実施

#### (1) 健康診査の充実

<事業例>

- ①未受診者への受診勧奨
- ②関係機関や団体等と連携した健康診査の啓発
- ③事後指導の充実

#### (2) 生活習慣改善のための健康教育

<事業例>

- ①自己管理目標の設定の指導
- ②健康手帳の配布（健康診査結果等による自己管理）
- ③ボランティア、自主活動グループの育成・支援
- ④青壮年層（20～39歳）を対象とした健康教育の充実

#### (3) 地域に密着した健康相談

<事業例>

- ①きめ細かな健康相談に対応するため、公民館等に健康相談コーナーの設置
- ②心の健康相談の充実強化

#### (4) 年代に応じた健康スポーツの振興

<事業例>

- ①健康スポーツの指導者、地域リーダー等の育成
- ②市町村や自主活動グループ等による健康スポーツ大会等の開催
- ③個人の運動プログラムの作成指導
- ④ウォーキング等の気軽に運動ができる設備、施設の整備

### 3. 健康づくり支援のための体制整備

<事業例>

- ①マンパワーの確保
- ②地方団体の推進体制の整備
- ③事業所等との連絡・協力体制の整備

※保健婦の計画的な増員 1,355人（H13～H16年度）

（総務省自治財政局調整課資料）

# 事業事例概要

番号	事業区分	実施主体	事業名及びその概要	頁
1	地方健康増進計画の策定	新潟県上越市	上越市新母子保健計画 新しい健康の概念に沿った健康施策としての母子保健の取り組み	4
2	健康診査の充実	大阪府	乳幼児健診の精度管理 母子保健等支援情報データベースを利用して、健診実施状況を健診結果の分析を通じて評価し、府下市町村へ結果を還元する。	12
3	健康診査の充実	福岡県福岡市	母親の心の健康支援事業 育児不安のある母親の早期把握と対応を行う。	14
4	生活習慣改善のための健康教育	岩手県 久慈保健所	子どもの食環境づくり事業 「自分で健康・栄養管理ができ、心身ともに健康な大人に成長する」を目標に、関係機関との連携、地域ボランティアとの連携、住民への普及・啓発、環境づくりの4つを主に事業を展開する。	17
5	生活習慣改善のための健康教育	岩手県遠野市	高校生健康生活定着事業 健康づくり講演会、生活行動調査、食生活改善講習会を市内高校在学の高校生に実施する。	18
6	生活習慣改善のための健康教育	東京都 小平保健所	地域健康づくり支援モデル事業 家庭、学校、地域・関係機関で地域連絡会を開催し、会報紙の発行、シンポジウムの開催等「たばこ、酒、薬物」について連携して活動する。	19
7	生活習慣改善のための健康教育	石川県鶴来町	幼児期、学童期からの生活習慣病予防のとり組み 小学生、園児を対象に、子どもの頃から望ましい食習慣や自己管理能力を身につけ、大人になってからの生活習慣病を防ぐとともに、食を通じて豊かな心や社会性を養うための各種事業を実施する。	20
8	生活習慣改善のための健康教育	静岡県	青年期男子の健康づくり 青年期男子の健康教育の在り方について、意識調査を実施する。	22
9	生活習慣改善のための健康教育	高知県	もぐもぐモーニング事業 小児期からの食習慣が将来の生活習慣病予防につながるという観点から、食を通して健康や家族の心のふれあいについて考えるとともに、民間や団体との連携により効果的な啓発を行う。	26
10	生活習慣改善のための健康教育	長野県 大町保健所	思春期の望まない妊娠・性感染症予防のためのモデルプログラム開発と評価に関するモデル事業 実態調査。人材育成のための学習会の開催や教材作成、ネットワークづくり。	28
11	生活習慣改善のための健康教育	和歌山県野上町	保育所年長児健康教育(6ちゃんクラブ) 保育所の年長児を対象とした健康教育(食事、身体、性、たばこ等について)	30
12	地域に密着した健康相談	埼玉県戸田市	思春期面接相談 小中学生を中心とした個別相談の場として相談室(グリーンスタッフルーム)を開設し、個別相談を実施する。	32
13	地域に密着した健康相談	東京都	非分裂病思春期問題の子どもを持つ親への支援プログラム 研究者と協力し、思春期問題のある子どもをもつ親に対する「非分裂病思春期デイケア親支援プログラム」を実施し、個々の親に対して思春期に起きてくるさまざまな病理や問題行動への具体的な対処方法を助言する。それにより、親子関係を改善し子どもの精神発達を促進する。	34
14	地域に密着した健康相談	東京都 南多摩保健所・世田谷保健所	子どもの虐待予防活動の展開 乳幼児健康診査にて、早期に虐待の危険性のある親子を発見して支援できるスクリーニングシートの開発や、虐待予防群向けパンフレットの作成等により、支援活動が効果的に展開されるシステムを構築する。	40
15	地域に密着した健康相談	福岡県 田川保健所	思春期における薬物防止教育 保健所と学校とが連携して薬物防止のための学校教育及び保護者教育を実施する。	46
16	地域に密着した健康相談	岩手県	思春期保健強化事業 思春期ホットラインの開設、思春期フォーラム開催、保健指導者研修等を通じ個人から集団まで、その対象に応じた思春期保健相談指導体制を整備する。	51
17	地域に密着した健康相談	福島県	さわやか思春期健康支援事業 小中高校生を対象とした思春期保健セミナーや教師等を対象とするパネルディスカッションを開催する。また、保健所職員が小中高校に出前講座を行う。	56
18	地域に密着した健康相談	千葉県 茂原保健所	人工妊娠中絶に関する意識調査 管内の高校1年生1,700名に対する意識調査、その結果による普及啓発。	61
19	地域に密着した健康相談	山梨県増穂町	まずほフォーリナーママの会 就学前の子どもを持つ外国人の交流会を行う。(通訳有り)	67
20	地域に密着した健康相談	大分県竹田市	外国人母子への指導体制の整備事業 外国人母子の相談窓口の開設、個別訪問指導、支援ネットワークづくりなど	69
21	地域に密着した健康相談	愛知県小牧市	外国人通訳を配置 乳幼児健診に通訳を入れることで、受診件数が増加し、「パパママ教室」にも参加者が増加。	73
22	地域に密着した健康相談	石川県	健やか妊産婦育児支援強化事業 未熟児を出産した母親に対し乳房手当を中心とした支援事業	78
23	地域に密着した健康相談	東京都板橋区	産後の育児支援事業 沐浴か乳房の手当(それぞれを1回と考える)を中心とした支援	81
24	地域に密着した健康相談	和歌山県	思春期の心とからだの健康づくり対策 思春期保健検討会の開催(学校保健との連携)や出前教育、思春期講座の開催等	85
25	地域に密着した健康相談	高知県	人工妊娠中絶対策事業 出前性教育、ピアカウンセリングなど地域や学校と連携した性教育や産婦人科医師への反復中絶を避けるための研修等を実施する。	89
26	地域に密着した健康相談	兵庫県神戸市	多胎児の子育て教室 多胎児をもつ妊産婦を対象に医師による指導助言をはじめ、保育士や保健婦等専門職による多胎児の育て方や親子遊びなどの指導・情報提供を行い、親同士の情報交換やグループワークの場を提供し、仲間づくりを支援する。	91
27	地域に密着した健康相談	石川県	壮年期の女性の心と体の健康調査	92
28	地域に密着した健康相談	東京都	TOKYO子育て情報サービス	97

## 上越市新母子保健計画への取り組みについて

新潟県上越市こども福祉課 坪井秀和

### はじめに

上越市では、平成9年3月に母子保健計画を策定し、少子社会に対応した総合的な母子保健システムの構築に向けた取り組みを開始した。

地域社会においては、核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増加など、こどもを取り巻く環境が大きく変化し、育児不安、ストレス、こどものこころの問題、虐待など新たな母子保健の課題も生じている。

これらに対応できるよう平成11年7月に母子保健と児童福祉業務を統合し、こども福祉課を新設した。また、課内に少子化対策室を設け、結婚したときから妊娠、出産、育児、保育などの子育て支援、さらには青少年の育成にいたるまで、様々な施策を総合的、体系的にトータルでサポートするシステム、いわゆるこどもの立場にたった機構改革を行った。

ここでは、保健、医療、福祉が密接に連携した少子化対策と合わせて、新母子保健計画の策定に向けた取り組みを紹介する。

### 上越市の概要

#### ①地理及び環境

新潟県の南西部に位置し、商工業を中心に上越地域の中核都市として発展したまちである。

人口約134,700人、海岸、山間、農村、商・工業地区に区分され、一都市のなかでも自然、社会環境に大きな違いが見られる。

#### ②施策（図1）

平成8年に、市民と行政がともに知恵を出し合い、30年先を見据えた超長期のまちづくりビジョン「のびやか」プラン」を策定した。

めまぐしく変遷する時代にあって、本プランが常に進取の気性に富んだまちづくりの指針となるよう、見直し版「のびやか」プラン2001」が間もなく出来上がる。

新プランでは、これまでの将来都市像である「みどりの生活快適都市」に新たに「ヒューマン都市」「農都市」のコンセプトを加えた。

「ヒューマン都市」とは「物」中心の社会から「人」中心の社会への転換であり、すべての人に優しく、人を大切にするまちであり、子育てのしやすい環境づくりや青少年のこころの教育など、人間が人間らしく生きるためのまちづくりをめざす。

また、平成10年2月には環境ISO14001（国際環境管理規格）の認証を取得し、「人・環境・アメニティ」を基本施策とした「市民と地球の健康づくり」とも言える総合的なまちづくりに取り組んでいる。

### ③ 5つの行政スタイルと職員の創意工夫

当市は平成11年度の機構改革により、大いなるイノベーションの第一歩を踏み出した。

副市長制の導入、部制廃止による権限と責任の明確化、現場主義に根差した責任行政の確立などにより、常に5つの行政運営スタイル（図2）に基づいた科学的業務遂行を実践している。この結果、この5つの行政スタイルが職員自身の成長や行動を通じて全体に反映され、効率的・効果的な業務遂行のもとで、市民福祉の向上に努めている。

## 子どもをとりまく環境の変化と少子化対策

### ①統計からみた出生の推移

当市における少子化現象については、合計特殊出生率が平成元年の1.86以降毎年若干の減少がみられ、12年には0.19ポイント減少して1.67と全国に比較して緩やかな減少傾向にある。

しかし、出生率では平成元年の10.4と同率で推移している。

### ②少子化対策への取り組み

子どもを取り巻く社会的な変化をいち早く捉え、高齢化対策と同時に少子化対策も市の最重要施策として位置付け、平成8年3月「子ども自身が健やかに育っていける社会、子育てに喜びや楽しみをもち、安心して子どもを産み育てることが出来る社会」を基本目標とした上越市エンゼルプランを策定した。

多様化する就労形態に対応するため公・私立保育園全園での延長保育の実施、ニーズに応じた低年齢児保育の推進、仕事と子育ての両立支援を図るためのファミリーサポートセンター事業、病後児保育事業のいち早い取り組みや年中無休の運営で24時間保育も含め緊急一時的に保育するファミリーヘルプ保育園の開設、在宅子育て支援としての子育てひろばやこどもセンターの開設、さらには中高齢者の豊かな経験と知識を保育園で生かし、世代間交流を促進するための「保育園士」制度の創設など全国に例を見ない子育て支援事業を実施し、21世紀を担う子どもたちへのアプローチ（図3）として子育て環境の整備を積極的に推進している。

### ③少子化対策検討委員会と市民懇談会の設置

このような背景のなかで少子化問題の抜本的な解消を図り、社会保障制度も含めた今後の対策を調査・検討する目的で、平成11年に中央で活躍されている6人の学識経験者を構成メンバーとした少子化対策検討委員会を設置し、短期的・中長期的提言（図4）を平成12年12月に受け、この提言内容を具体的な施策に結びつけるため、市内の子育て中の保護者や教育関係者ら20人で構成する「少子社会を考える市民懇談会」を平成13年7月に立ち上げ、市民による具体的な施策の検討が始まった。

ここでは、ビジョンすなわち目指す姿と一緒に考え、新母子保健計画や新エンゼルプランの計画策定にも取り組む。

## 少子社会に対応した総合的な母子保健システムの構築 【ヘルスプロモーションの推進】

### ①マンパワーの増員と効果

少子・高齢を両輪とした対策を最重点課題として位置付け、保健・医療・福祉活動を積極的に推進するため、市保健婦は平成7年度の11人から平成13年度には25人と大幅な増員を図った。

また、保健婦自らも、上越教育大学研修生として、また学識経験者の指導を受けながら保健専門家としての能力再構築のための研鑽を積んでおり、量質ともに少子・高齢に対応した、マネジメント能力を高めた保健婦活動が地域のなかで高く評価されている。

### ②地域におけるマンパワーの強化

「育児の援助を行いたい人」と、「育児の援助を受けたい人」をつなぐ保健婦活動が地域で実施されていく基盤のなかで、会員制で有償（市が一部負担）のファミリーサポートセンター事業が平成10年度にスタートした。

現在、子育て経験のある600人の会員により「より身近での子育てパワー」が強化されてきた。

### ③地域のネットワークづくり

核家族化が進行している現在、従来の三世代を含めた家族構成が失われ、子育てが困難になりつつある。そこで、地域組織（町内会長・母子保健推進員など）と保健婦が話を重ねていくなかで、地域全体で子育て気運を高め、その役割を担う主体的な活動が始まった。

その結果が行政施策に反映され、地域子育て事業交付金制度の創設、三世代交流プラザの建設、豊富な経験と知識をもつ中高齢者を保育園士として採用、公・私立保育園、幼稚園が連携した三世代交流保育システム研究会など各種三世代交流事業がスタートした。

当事業を推進するなかで、三世代のふれあいの機会も増え、地域が子どもを育て、さらに親を育てる社会的ネットワークづくりが推進されてきている。

### ④育児不安解消のための場の設定

両親の育児不安・ストレスが子どものところに大きく影響すると考えられる。その解消を図るため、親同士が集い、交流を深めることが最も大切な場となる。当初は乳幼児全体を対象にスタートした「こども健康プラザ」を、平成7年度からは離乳食・発達相談など保健ニーズの高い乳児を対象とする「ベビー健康プラザ」として、保健婦・栄養士が主体的に運営している。

一方、幼児をもつ保護者を対象に遊びをとおし仲間づくりを基本とした「子育てひろば」では、保育士が主体的に運営することとし、相互に連携を図りながら、年間約3万8千人の親子が利用し、交流を深めている。

さらに今年1月には子育てひろばの中核的機能を担う「こどもセンター」が市民プラザ内にオープンし、多い日には、700人を超える三世代で賑わっている。

各種相談事業では助産婦がファミリーヘルプ保育園、子育てひろば、ベビー健康プラザで定期的に、家庭相談員はこどもセンター等で、保育士はそれぞれの保育園で保健婦と連携を図るなかで育児不安の解消と子どものこころの安らかな成長の促進を図るために相談事業を開設している。

### ⑤ コミュニティ・エンパワメントの推進

「ベビー健康プラザ」「子育てひろば」などに参加した親子が交流を深めることにより、自主的な活動を主体とした子育てグループが誕生しており、現在ではすでに10グループが積極的に活動を展開している。これらのグループに、保健婦は側面的に関わり、コミュニティ・エンパワメントとしてのサポート役を担っている。また、活動の場として、こどもセンターのグループ活動室を無料で提供している。

このような活動を通して、子育てグループと関係団体のネットワークづくりが図られ、公募者も含めた実行委員会による「子育てわくわくフェスタ」を毎年開催し、点から面への広がりをみせている。

### ⑥ 「上越市子どもの虐待防止連絡会」の発足

機構改革により、母子保健と子育て支援業務をこども福祉課に統合した結果、保健と福祉の連携が強化され、さらに医療・教育に働きかけて「上越市子どもの虐待防止連絡会」を発足させた。この結果、関係機関との連携が一層強化されたことと合わせて、保育士と連携し合い保健婦は連絡会のスペシャリストとしての役割を担うようになった。さらに、健康診査、相談会など、虐待を視野に入れた予防的視点での活動も積極的に展開されることとなった。

### ⑦ 広報・啓発活動 — 情報誌の作成

市民ニーズを把握するなかで、母子保健情報、子育て情報を市民と協働で作成し、ハッピーガイドブック（安心して妊娠・出産を迎えるための情報誌）を婚姻届出時に、オリジナルの父子手帳は母子健康手帳交付時に、子育てお役立ちマップ（乳幼児期の保健・子育て情報誌）を出生届出時にそれぞれ配布している。また、これらの情報はホームページでも利用できるように準備を進めている。

このように情報を提供することによって、多様な選択肢のなかから自主的な活動が可能となり、さらに安心して子どもを生き育てられるよう行政としてのサポートを推進している。

## これからの母子保健活動

### 【政策的キーワード】

#### ① 地域保健と財政基盤

市民の多様化するニーズに対応し、母子保健を含む少子化対策を計画的に進め、市民参画も含めた各種施策を全国に先駆けて推進している。

公共が財政能力を勘案しながら地域保健をどの水準まで高めるか、また出来るかを常に見極め、「行政の役割は地域住民をサポートする立場」を基本に、具体的には公共の適正な守備範囲や財政基盤からシビルミニマムの水準を決め、地域ぐるみの合意形成を図っていく努力が必要である。

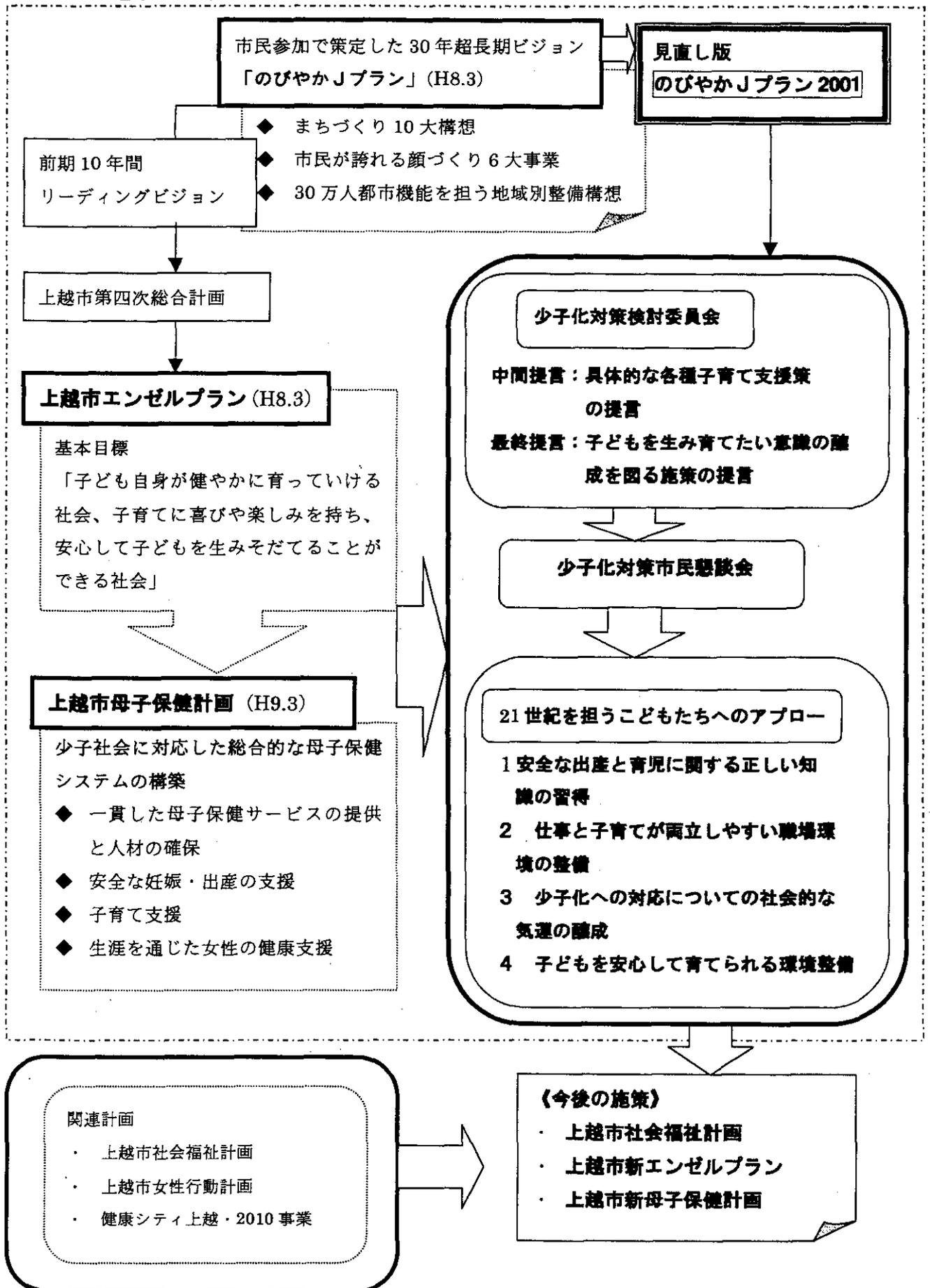
#### ② 新しい健康の概念に沿った健康施策の戦略

○安心して子どもを生き育てられるように、市民一人ひとりが自ら考え選択・決定・展開できるようなサポート体制の整備

○コミュニティ・エンパワメントの向上

○妊娠・出産や育児をとおして人間として成長しながら、親子が「豊かな人生」を送れる「QOLの向上」を目指す。

図1 上越市の施策



## まとめ

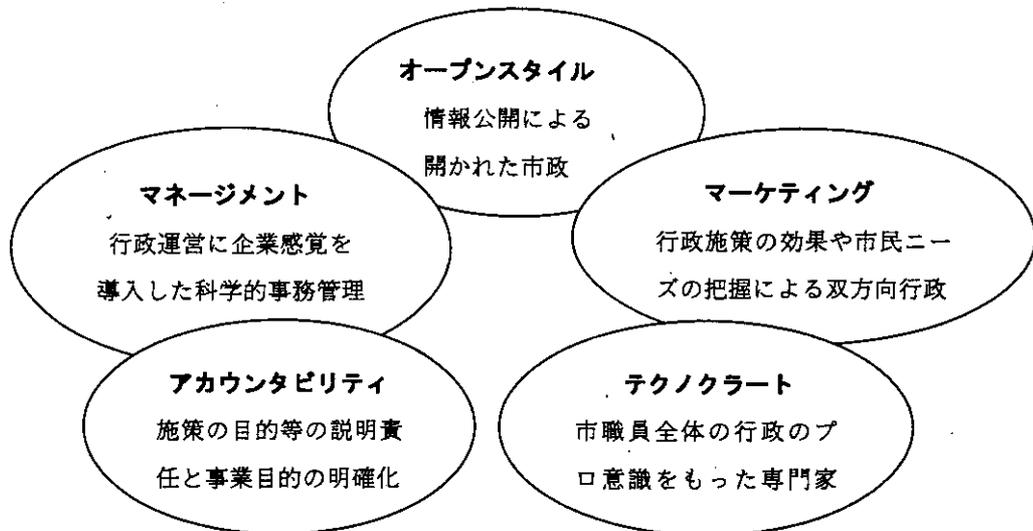
以上を当市の課題として捉え、すべての人にやさしく、人を大切にする「ヒューマン都市」への基本理念を踏まえ、さらに健やか親子21の推進に向け、21世紀に取り組むべき主要な下記4つの課題も含めて上越市新母子保健計画に反映させていく。

- ①思春期の保健対策の強化と健康教育の推進
- ②妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保と不妊への支援
- ③小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備
- ④子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

これらの新母子保健計画策定の枠組みをさらに広げ、今年度予定している新エンゼルプランの策定につなげていく。

図2

### 《21世紀に向けた行政スタイル》



	基本理念等	主な事業	開始年度
妊 娠 期	安心して産むことができ る環境づくり 安全な出産と育児に関 する正しい知識の習得 に援助	パパママ教室の実施 (夫婦で妊娠・出産・育児を学ぶ)	平成8年度
		*上越市版父子手帳の交付 (父親としての育児参加に係る情報提供)	
		*ハッピーガイドブックの作成・配布 (婚姻届出時妊娠・出産・子育て情報提供)	平成12年度
乳 幼 児 期	安心して育てることがで きる環境づくり  ・少子化問題の抜本的 な解消に向けた調査 研究 ・仕事と育児の両立支 援を図る施策の実施 ・育児不安の解消と子 どもの安らかな成長 の促進	一時的保育事業	以 前
		こども発達相談室の実施 (こどもの発達や育児に関する不安解消)	平成6年度
		・のびやかJプラン・エンゼルプラン策定 放課後児童対策(保護者の就労支援)	平成7年度
		子育てひろばの実施 (子育ての不安解消を図る)	
		*ベビー健康プラザの実施 (育児不安の解消と仲間づくり)	
		・母子保健計画策定	平成8年度
		*乳幼児健康支援センター(病後時保育)	平成9年度
		休日保育事業(障害児保育含む)	平成10年度
		*子育て支援利子補給補助 ファミリーサポートセンター運営事業	
		*チャイルドシート購入費の補助 *少子化対策検討委員会の設置	
		*第1回子育てわくわくフェスタの開催 (子育て関係団体のネットワークづくり)	平成11年度
		*保育園士の配置 (豊富な知識、経験を保育園に導入)	平成12年度
		*地域子育て事業交付金 (地域として子育て意識の醸成を図る)	
		*保育料基本額の軽減(3歳未満児無料)	
		*子どもの虐待防止連絡会の発足	
		*ファミリーヘルプ保育園の開設 (24時間保育も含めた特別保育の実施)	
		*移動子育てひろばの開設	
		*子育てお役立ちマップ(乳幼児の保健・子 育て情報誌)予防接種手帳の作成・配布	
		*こどもセンターの開設 (プレイルーム、グループ活動室)	
		*三世代交流プラザの開設	
*乳幼児医療費助成事業 幼児通院拡大 (入院:0~6歳就学前、通院:0~2歳)	平成13年度		

## 上越市少子化対策検討委員会提言

～安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するために～

### 短期的施策に関する事項

- ★ 少子化問題の解消に向け、広く市民に少子化対策の必要性を啓発するため、(仮称)少子化対策推進都市宣言を行うとともに各種啓発機会を設定すること。
- ★ 仕事と育児の両立支援の取り組みを充実するとともに、仕事の効率性を高めて就業者全体の職場への拘束時間を削減すること。
- ★ 家庭における男女の役割分担を見直し、家事や育児への男女共同参画を推進すること。
- ★ 子育てを地域全体で支援するという意識の醸成を図るとともに、地域としての子育て環境の整備を行うこと。
- ★ 子育て不安の解消を図るため、子育て情報の提供、相談などの環境の整備を行うこと。
- ★ 男女共同参画の視点も含め、子育ての大切さ・楽しさなどについて、広く広報啓発を実施し、体験の機会を提供すること。
- ★ 保育等子育てサービスについては、低年齢児保育の整備をはじめ、多様化する生活スタイルに応じたサービスの提供、良質なサービスの効率的な提供、子どもの立場に立った保育の質の確保などを図ること。
- ★ 子育ての経済的な負担を軽減し、子どもを育てやすい環境を整備すること。

### 中・長期的施策に関する事項

- ★ 教育における学歴偏重を是正し、知育に偏らず、徳育や体育なども含めた体験学習などを通じて生きる力・術を身につけるような心の総合的な教育機会を拡充すること。
- ★ 個人が自立するための条件の一つとして、男女が共生する生き方及び家族について、教育課程の中に積極的に取り入れること。
- ★ 若者が夢を持って地域社会に貢献できる環境づくりを推進すること。
- ★ 子育ての経済的負担を支援する社会保障制度の創設を国に強く要請すること。

## 2 大阪府

### 乳幼児健診の精度管理をおこなっていくために

～大阪府の母子保健等情報支援システムの活用について～

大阪府立母子保健総合医療センター企画調査部 峯川 章子、岡本 伸彦

大阪府健康福祉部地域保健福祉室地域保健課 井戸 正利

#### 【はじめに】

平成9年の母子保健法改正・施行に伴い、実施主体が都道府県から市町村へ移譲してから4年が経過し、乳幼児健診は安定した方法で円滑に実施されるようになった。大阪府において健診実施状況を健診結果の分析を通じて評価し、府下市町村へ結果を還元する試みを平成12年度実施分より始めたので以下に報告する。

#### 【実施方法】

これまでの健診報告は、四半期ごとに各市町村が管轄保健所を通じて府の担当課(以下、本庁と略)へ文書で行なうのみであった。

今回、図1に示すように、コンピュータを介して各市町村から管轄保健所を通じて本庁へ報告される健診結果について、当センター企画調査部で解析をおこない、結果コメントを提供する。そのコメントを踏まえ、本庁は別途、解析委員会の評価をうけ、その結果について保健所を通じて各市町村へ還元をおこなう方法を試み始めた。

#### 【健診実施結果】

12年度上半期実施報告のうち4ヶ月健診の結果を市町村別に示す。

- ① 受診率(図2):概ね、90%以上を示している(府下平均93.0%)。
- ② 「異常なし」(図3):10%以下の市町村から80%以上まで、市町村間較差が大きかった(府下平均59.6%)。
- ③ 「要指導」(図4):②と同様、市町村間較差が

大きかった(府下平均19.7%)。

- ④ 「要観察」(図5):30%以上であった市町村から5%以下であるところまでみられた(府下平均15.0%)。
- ⑤ 「要精査」(図6):1市町村で10%以上みられた(府下平均2.6%)。
- ⑥ 「要医療」(図7):10%以上みられたのは、8市町村であった(府下平均6.1%)。

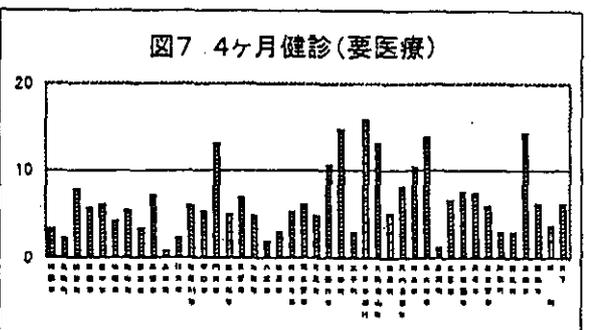
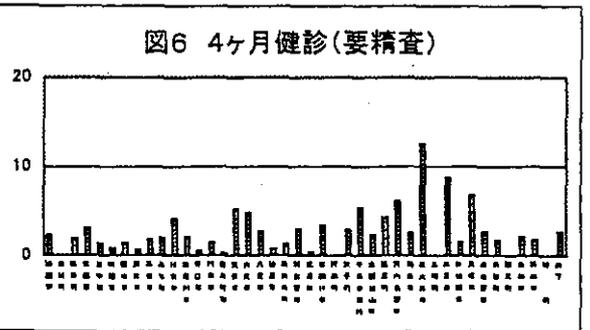
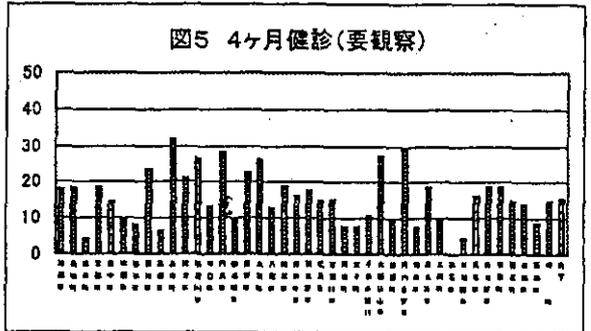
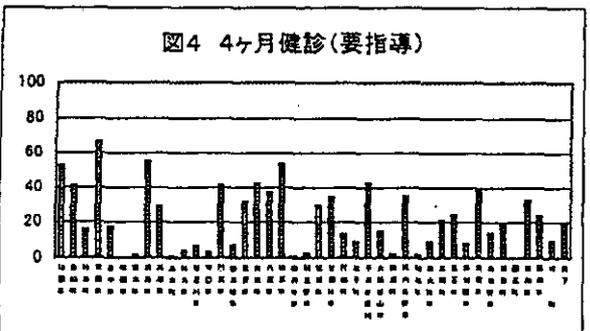
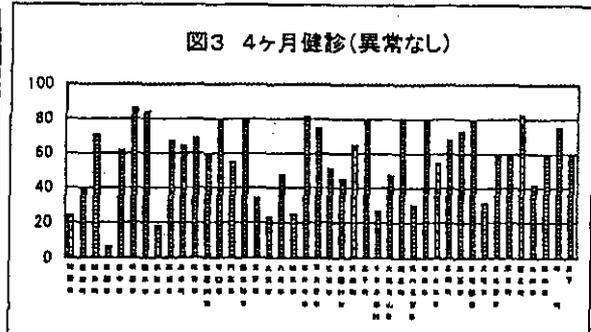
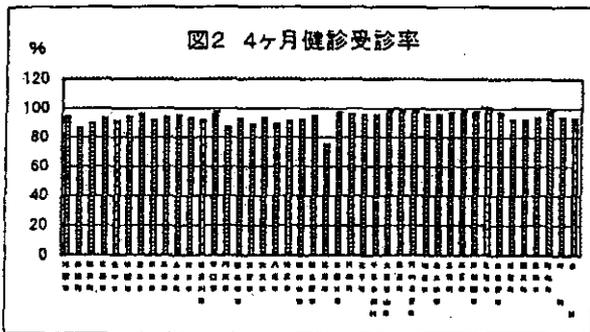
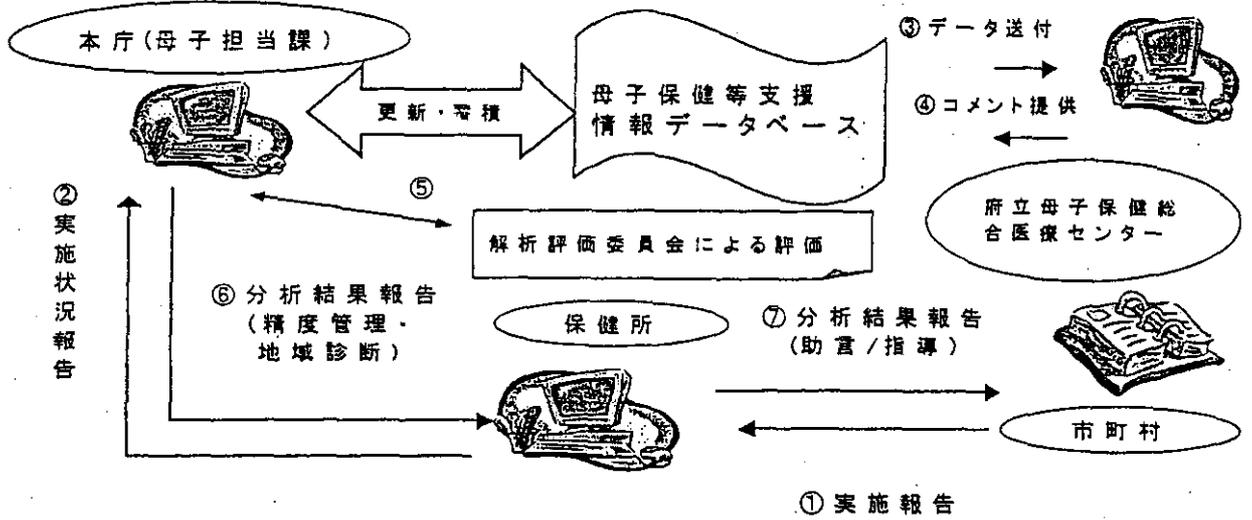
#### 【精度管理をおこなうための問題点と課題】

健診結果の評価は、これまでおこなってこなかった。今回、健診結果を分析することによって、地域での保健問題や疾病の発生状況等の経時的変化や地域的差異が明らかとなり、地域診断や府の母子保健行政施策に反映することも可能となろう。しかし、現在の方法では以下の問題点があり精度は不十分である。

- ① 用語の定義が曖昧である。
- ② フォロー基準が不明瞭である。
- ③ 健診結果を報告するにあたっての基準作りが不十分である。

今後は、図1のシステムを十分に活用しながら、上記の問題点について本庁や解析委員会とも協議しながら解決していきたい。健診も「疾病指向型」より「健康志向型」へとシフトしてきているが、母子保健施策においては今までもこれからも母と子の健康を確保するため、疾病や異常の早期発見、医療の必要性は変わるものではない。よりよい健診システム作りを心がけていきたい。

(図1)大阪府における母子保健支援情報システム フロー図



### 3 福岡県福岡市

#### 母親の心の健康支援事業について

##### 1. 趣 旨

母親の心の状態は、妊娠中の不安、出産・産じょく期の不安、育児不安と悩み続けており、産後うつ病の発生頻度も高く、特別な母親の問題ではなく、早い段階での支援が必要である。

このため、家庭における養育機能の強化を図るため、出産後間もない時期に、育児不安の強い母親を把握し、継続訪問を充実し、育児不安の軽減及び児童虐待の予防に努めるものである。

##### 2. 事業内容

新生児訪問時に、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）などを活用し、育児不安の強い母親を早期に把握し、4か月児健康診査までの間に、保健婦や訪問指導員（助産婦）の訪問を継続して行う。

##### 3. 実施状況

保健福祉センター	調査期間	調査数	高得点者	高得点者率
東区	H12.8-13.8	1, 242	179	14.4%
博多区	H12.4-13.8	764	82	10.7%
中央区、南区、 城南区、早良区、 西区	H13.7-13.8	459	57	12.4%
計		2, 465	318	12.9%

##### 4. 家庭訪問フォローアップチャート

別紙参照